

企業誘致助成金制度

市では、産業の振興と雇用の拡大を図るため、工場や事業所などの施設を新設・増設・移設した場合、その要件により、助成金を交付しています。

助成内容	対象企業者	業種	地域	区分
<p>〈企業立地助成金〉 対象経費：投下固定資産に課せられた固定資産税 助成額：固定資産税額と同額 限度額：なし ※資本金300億円を超える企業の「増設」における企業立地助成金の額は、当該増設に係る固定資産税額の3分の1以内、年間5,000万円を限度額とします。 交付期間：5年間 〈上水道料金助成金〉 対象経費：特定地域（工業専用地域）に新設等を行った後、営業用に供した上水道料金 助成額：上水道料金の30%相当額 限度額：500万円（年間） 交付期間：5年間 〈緑化推進助成金〉 対象経費：事業所等の敷地面積が3,000㎡以上で敷地面積の10%以上の緑化に要した経費 助成額：緑化経費の30%相当額 限度額：500万円（年間） 交付期間：1回限り</p>	<p>①新設の場合 投下固定資産額 5千万円以上</p> <p>②増設の場合 投下固定資産額 2千万円以上</p> <p>③移設の場合 投下固定資産額 3千万円以上</p>	<p>・拠点法に規定する産業業務施設、その他これに類する施設</p>	<p>石巻市（石巻市） 石巻市（石巻市）</p>	<p>拠点地区 石巻市（石巻市）</p> <p>拠点地区以外 市内全域（石巻市（石巻市）を除く）</p>
	<p>①新設の場合 ・大企業者 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 25人以上 （うち新規10人以上）</p> <p>・中小企業者 投下固定資産額 5千万円以上 常用従業員 10人以上</p> <p>②増設の場合 ・大企業者 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 10人以上</p> <p>・中小企業者 投下固定資産額 2千万円以上 常用従業員 5人以上</p> <p>③移設の場合 ・中小企業者 投下固定資産額 3千万円以上 常用従業員 5人以上</p>	<p>①新設の場合 ・大企業者 製造業・情報サービス業・倉庫業・道路運送業・旅館およびホテル博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・自然科学研究所・遊園地（テーマパークを除く）・自動車整備業・機械修理業・電気機械器具修理業</p>		

申請時期 事業所などの業務を開始する日の30日前まで
企業立地推進課（内線619） ☎21-2021

中小企業経営セミナー プレゼンテーション セミナー

自分の考えや思いを相手にしっかりと伝える&表現する「話し方」を習得し、ビジネスキャリアアップするための実践的なセミナーです。言葉は相手に対する大切な贈り物！多くの方の参加をお待ちしています。

と き 11月21日（水）午後1時

30分～3時30分

と ころ 石巻ルネッサンス館2階

階ディスカッションルーム

タイトル 「実践！仕事に使える話し方」人前での説明・挨拶

フリーアナウンサー・企業研修講師 キャリアアーク主宰

志伯暁子氏

募集定員 30人（先着）

申込方法 FAXまたは電話で申し込みください。

申 問 石巻産業創造㈱

〒986-0032

石巻市開成1-35

☎92-1313

FAX 93-9397

企業立地推進課（内線619）



年末調整説明会

年末調整は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収した所得税と、一年間の給与総額に対する年税額との差額を精算するもので、給与所得者にとつては確定申告に代わる大切な手続きとなっております。説明会を次の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

と き	11月21日（水）	12月3日（月）	12月5日（水）
	午後1時30分～4時		
と ころ	石巻文化センター 1階 ホール	河北総合支所 3階 大会議室	石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
主 催	石巻税務署	石巻税務署 (社)石巻法人会	石巻税務署 (社)石巻法人会

オンラインで らくらく 「e-TAX」

イータックスなら
こんなことが大変便利！

- 1 自宅やオフィス・税理士事務所からインターネットで申告することができます。
 - 2 ATMやインターネットバンキングなどで納税できます。
 - 3 さらに個人の方は
 - (1) 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、直接電子申告ができます。
 - (2) 本人の電子署名および電子証明書を併せて送信した場合に所得税から5,000円（その年分の所得税を限度）を控除できます。
 - (3) 医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの一定の第三者作成書類の添付を省略できます。
- 詳しくは、e-TAXホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.go.jp>

石巻税務署総務課

☎22-4151

石巻税務署 法人課税第一部門
☎22-4151（内314）

雑紙類(ざつがみるい)の分別でごみ減量

平成18年4月から新たに分別品目に加わった「雑紙類」ですが、みなさんのご協力のもと昨年1年間で約410トンの雑紙を回収しリサイクルすることができました。

しかし、予定していた回収量にはまだまだ近づいていません。今後も「雑紙類」の分別ルールを守り、ごみの減量化に取り組みましょう。

☆雑紙類の出し方

雑紙類分別専用袋(黄色文字で印刷されたもの)に分別して、月2回古紙の回収日に出しましょう。

●雑紙類として分別するもの

ティッシュ箱(ビニールは外す)、菓子箱、折箱(紙製)、包装紙、封筒、プリント類など

✖雑紙類として出せないもの(通称:禁忌品(きんきひん))

写真、レシート、ビニールコート紙、紙コップ(ワックス加工紙)、米袋、紙おむつ、紙類以外の素材が付着しているもの、紙製以外のもの(プラスチック製品、びん、缶、布)

生ごみリサイクル応援します！

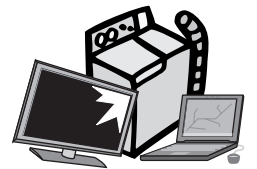
ごみの減量化対策として、生ごみを自宅で処理し堆肥化する発酵容器および生ごみ減量容器並びに家庭用電気式生ごみ処理機を購入される方に補助金を交付しています。

詳しくは市のホームページ、または廃棄物対策課(内線510)・各総合支所市民生活課に直接お問い合わせください。

かんたんに取り組めるごみ減量行動

ごみを減らす一番大切な方法は、ごみとなるものを持ち込まないこと。

レジ袋を断る、マイバッグを持ち歩く、過剰な包装はやめる、などをできるだけ心がけ、無駄なごみを無くす方法をご家庭で実践してみましょう。



冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機・家庭用パソコンは市では、回収できません

家電リサイクル法及びパソコンリサイクル制度により、冷蔵庫(家庭用冷凍庫)およびエアコン・テレビ・洗濯機・家庭用パソコンを市では回収していません。

これらの家電4品目およびパソコンは廃棄物として処理せず、新たな資源として有効に活用しています。循環型社会の実現に向け、適正にリサイクルを進めるために、市民の皆さんのご協力をお願いします。

<家電4品目の処分方法>

冷蔵庫(家庭用冷凍庫)・エアコン・テレビ・洗濯機、これら家電4品目の処分については、家電小売店または廃棄物処理の許可業者へ処分を依頼するか、郵便局でリサイクル料金を支払い自分で指定取引場所へ運搬することになります。

処分に必要な料金

小売店などに依頼する場合・・・『収集・運搬料金』+『リサイクル料金』+『郵便振込手数料』

自分で処分する場合・・・『リサイクル料金』+『郵便振込手数料』

※収集・運搬料金は、小売店または許可業者ごとに異なるので、各店で確認してください。

※リサイクル料金は、以下のとおりです。(税込み)なお、メーカーにより料金が異なる場合があります。

冷蔵庫(家庭用冷凍庫)	4,830円	エアコン	3,150円
テレビ	2,835円	洗濯機	2,520円

※指定取引場所は家電製品のメーカーによって異なり、主にAとB2つのグループに分かれます。

Aグループ	松下(ナショナル)、東芝、日本ビクター、ダイキン、LG電子ジャパン、コロナ、日本サムスン、GEエレクトラックス・ジャパン、森田電工、テクノマツオ、東京ガスなど	(株)斎武商店 石巻市三河町7-4 ☎93-5111
Bグループ	日立、三菱、三洋、シャープ、ソニー、アイワ、大宇電子ジャパン、トヨタミ、パイオニア、船井電気、リンナイ、NEC、ベスト電器、マルマン、コロンビア、富士通など	日本通運(株)仙北支店 石巻市中島町17-5 ☎95-2111

グループ参照URL http://www.rkc.aeha.or.jp/text/price_ab.html

<家庭用パソコンの処理方法>

家庭用パソコンの処理については、パソコンの製造元にお問い合わせください。

なお、自作パソコンについては、下記までお問い合わせください。

*パソコン3R推進センター ☎03-5282-7685 FAX 03-3233-6091 URL.<http://www.pc3r.jp/>

